

新川崎地区新設小学校（仮称）基本計画検討委員会の設置及び運営に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、新川崎地区新設小学校（仮称）基本計画検討委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 新川崎地区への小学校新設にあたり、学校施設等について検討するため、新川崎地区新設小学校（仮称）基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第3条 検討委員会は、次の項目について検討する。

- （1）新川崎地区新設小学校（仮称）に係る基本理念等
- （2）必要機能（高機能かつ多機能で弾力的な施設環境、ゼロエネルギー化等の地球環境への配慮、防災機能、地域資源活用、地域活性化等）を備えた施設整備の基本方針
- （3）川崎市が取得予定である新川崎F地区の敷地を有効活用し、当該地区に見込まれる児童の急激な変動に対応可能な施設整備の基本方針
- （4）前各号に掲げる事項のほか、検討委員会が必要と認める事項

（構成）

第4条 検討委員会は、別表に掲げる者を委員として構成する。

（委員長及び副委員長）

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、川崎市立小学校長会推薦者とする。
- 3 副委員長は、教育委員会事務局学校教育部指導課長とする。
- 3 委員長は、会務を主宰し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

（代理出席）

第6条 委員は、やむを得ない事情により検討委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 2 前項の代理者は、委員とみなす。

（会議）

第7条 検討委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

（意見聴取）

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、学識経験者等関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（ワーキンググループ）

第9条 検討委員会の審議を補佐し、その円滑な進行を図るため、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループは、検討委員会を構成する委員及び関係者をもって組織する。

（庶務）

第10条 検討委員会及びワーキンググループの庶務は、教育委員会事務局教育環境整備推進室において処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年7月31日から施行する。

別表（第4条関係）

	職
委 員	○川崎市立南加瀬小学校長
	○川崎市立下小田中小学校長
	川崎市立小倉小学校長
	川崎市立南加瀬中学校長
	学識経験者（慶應義塾大学理工学部システムデザイン工学科教授）
	○学識経験者（首都大学東京 理事・大学院建築学域 特任教授）
	総務局危機管理室地域防災力強化担当課長
	総合企画局スマートシティ戦略室企画調整担当課長
	経済労働局産業政策部企画課科学技術担当係長
	経済労働局次世代産業推進室 イノベーション推進担当課長
	環境局地球環境推進室環境エネルギー担当係長
	まちづくり局施設整備部公共建築担当課長
	まちづくり局施設整備部電気設備担当課長
	まちづくり局施設整備部機械設備担当課長
	幸区役所まちづくり推進部企画課長
	幸区役所日吉出張所長
	消防局幸消防署副署長（併任先：幸区役所危機管理担当課長）
	教育委員会総務部庶務課法制・委員会担当課長
	教育委員会事務局総務部企画課長
	○教育委員会事務局教育環境整備推進室計画推進担当課長
	○教育委員会事務局教育環境整備推進室建築・保全調整担当課長
	○教育委員会事務局学校教育部指導課長
	○教育委員会事務局学校教育部指導課指導・調整担当課長
	教育委員会事務局学校教育部健康教育課学校体育・安全担当課長
	○教育委員会事務局学校教育部幸区・教育担当課長 （併任先：幸区役所子ども支援室 学校・地域連携担当課長）
	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課長
	○教育委員会事務局総合教育センターカリキュラムセンター室長
	○教育委員会事務局総合教育センター情報・視聴覚センター指導主事
	日吉地区町内会連絡協議会会長
	小倉下長内会会長

※○印は、第3条第1号に関連する調査等を特に行う者とする。